

# コロナに負けるな！！

## “新型コロナウイルス対策特集”



6月末の中原そば畑



2020年(令和2年)7月15日

5号

議会だより

第1回臨時会議会概要 ..... 2~3ページ

議会カレンダー ..... 10ページ

第2回定例会議会概要 ..... 4~5ページ

議長コラム ..... 10ページ

一般質問 ..... 6~9ページ

編集後記 ..... 10ページ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域産業や住民生活を支援するため臨時議会での審議を行った。

## ▼一般会計

(第1号補正)

総額29億6,800万円  
を増額

△4億5,800万円

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域産業や住民生活を支援するため臨時議会での審議を行った。

## 【歳出の主なもの】

国庫支出金で「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」5,045万2千円、民生費国庫補助金として「特別定額給付金」50万円をそれぞれ支給。また、「保育環境改善等事業補助金」25万円、「学校給付税」が538万円、「子育て世代への臨時特別給付金」50万円をそれぞれ支給。さらに、「保健特別対策事業費補助金」50万円をそれぞれ支給。総務費の一般管理費、感染対策として防護服・消毒液などの購入費用等事務室の分散化費用も支給される。

令和元年度の第1号補正で計上した「2次水源取水箇所における水量調査委託料」について、1年間の水量調査をしないと調査結果が出ないことから、調査完了時期が令和2年度までずれ込む為に予算額を繰り越すもので、繰越明許費について下條村簡易水道費の「令和元年度下條村2次水量調査業務」286万円を追加し、3月26日において第3号補正の専決処分を行った。全員一致で承認。

## 第1弾 下條村新型コロナウイルス感染症の影響に伴う主な支援(一部 国・県の支援含む) 令和2年5月12日現在

区分	支援施策名等	支援対象	所管	支援内容	窓口
個人・世帯向け	特別定額給付金	全村民	国	世帯主の申請により10万円/人受給	村 福祉課
	子育て世帯臨時特別給付金	児童手当受給者	国	子供一人につき1万円	村 福祉課
	高等教育就学支援制度	学費等の支援が必要な学生・生徒	国	授業料の減免、給付型奨学金、貸与型奨学金	日本学生支援機構
	下條村プレミアム商品券追加発行	全村民	村	2割のプレミアム第1弾:4800万円、6/1発行 " 第2弾:4800万円、9/1発行	下條村商工会加盟店
	小中学校休校対応支援	小中学生	村	休校中の給食費70%補助分5,000円/月を商品券で支給	下條村教育委員会
貸付	緊急小口資金	休業等で緊急かつ一時的な資金が必要な世帯	県社協	無利子10万円(特殊20万円) 償還期間2年内(据置1年内)	村社協又は労働金庫 相談:0120-46-1999
	総合支援資金	感染症の影響による収入の減少や失業等で生活が困窮し、日常生活の維持が困難な世帯		無利子で月20万円(単身15万円)緊急小口資金と合わせ最大80万円を貸付 償還期間:10年内(据置:1年内)	
税等猶予軽減	地方税納付の猶予	収入が前年同期比概ね20%以上減少	県村	R3.1.31までに納期限が到来する地方税の1年間納付猶予	村 税務会計室
	自動車税等の軽減	R3.3.31までに取得した自家用乗用車	県村	R2.9.30までに取得した自家用乗用車・軽自動車	県 南信県税事務所
	社会保険料等の减免等	感染症の影響で一定程度収入が減少した方々	村	国保・介護・後期高齢者医療・年金保険料の納付猶予及び減免	村 各担当課
学生	給付	村出身学生への「ふるさとの味お届け作戦」	帰省を自粛している県外学生への現物支給	村 5,500円相当のふるさとの味を届ける。(半生そば、切り餅、みそ、親田辛味大根、不織布マスク)	村 総務課
事業者向け	持続化給付金	ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している資本金10億円未満の中小法人、個人事業者	国	法人事業者:昨年と比べた売上減少額に応じて上限200万円 個人事業者:" 上限100万円	経済産業省 0570-783-183
	感染拡大防止協力特別支援	県の休業要請に協力した事業者	県+村	1事業者30万円を給付(県20万円、市町村10万円)	県 産業政策課
	事業持続化支援金	ひと月の売上がり前年同月又は前月比20%以上減少している村内に事業所を有する法人(村内に本社を有さない場合は、資本金1,000万円以下)及び村内に住所を有する個人事業者(農業は認定農業者又は認定農業者に準ずる者)で売上高が200万以上の事業者	村	1事業者20万円を支援 減少率が50%未満は、決算の状況により上限30万円を追加支援	村 振興課
	福祉施設等感染対策支援	村内の医療・福祉施設	村	不織布マスクなど感染症予防対策物資の給付支援	村 福祉課
	貸付	下條村振興資金(特別枠)	村	運転(つなぎ)資金の融資 上限500万円 利 息 等:利息及び保証料は全額村が負担	村 振興課
	税等猶予軽減	地方税納付の猶予	県村	R3.1.31までに納期限が到来する地方税の1年間納付猶予	村 税務会計室
	固定資産税の軽減措置	R2.2~10月の任意3ヶ月の売上がり前年同期と比べ30%以上減少し、R3.1.31までに税理士、公認会計士等の認定を受け市町村に申告した者	村	令和3年度課税分の償却資産及び事業用家屋の固定資産税を売上高が30~50%未満減少している者は2分1軽減 " 50%以上減少している者は全額軽減	村 税務会計室
	斡旋	感染症対策支援	村内に事業所及び住所を有する個人事業者及び村内に事業所を有する法人	事業を維持するために必要な不織布マスクなど感染症予防対策物資の斡旋	村 総務課

△286万円を繰越

令和元年度の第1号補正で計上した「2次水源取水箇所における水量調査委託料」について、1年間の水量調査をしないと調査結果が出ないことから、調査完了時期が令和2年度までずれ込む為に予算額を繰り越すもので、繰越明許費について下條村簡易水道費の「令和元年度下條村2次水量調査業務」286万円を追加し、3月26日において第3号補正の専決処分を行った。全員一致で承認。

△286万円を繰越

## 第1回 下條村議会臨時会

「新型コロナウイルス感染症対策」関連の補正予算を認めました。

令和2年5月12日

令和元年度下條村議会臨時会

村単独事業

収束の目途がたたず村内でも様々な影響が出ており、住民生活支援、経済対策等を一刻も早く行う必要が生じたため、関連する補正予算を審議する臨時議会を急遽、開催しました。

令和2年第1回臨時議会は、5月12日に召集、1日間の会期で行われました。

損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告が2件、専決処分の承認が7件で、内訳は「条例の新規制定」が1件、「条例改正」が5件、「元年度の水道特別会計補正予算」1件です。「口ナ対策関連の予算を盛り込んだ令和2年度一般会計補正予算1件が提出され審議の結果全て承認／可決し閉会しました。

▼条例の新規制定  
(専決処分)

●「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国保税の減免の特例に関する条例」の専決処分の承認について

●下條村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

●下條村消防団員の待遇改善措置として、團長報酬を年額18万円から21万円に、副團長の年額は15万円を16万円にそれぞれ改め、新たに「飯伊消防協会役職加算」として協会長は4万円、副協会長及び阿南地区班長は2万円を加えるもの。なお団員への報酬は優良団員への功労者報償金の増額で対応していく見込み。4月1日からの施行の為、専決処分の承認を求めるもので、全員一致で承認。

●下條村国民健康保険条例の専決処分の承認について

●下條村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の承認について

個人住民税の非課税措置並びに所得解除に係る内容として、ひとり親を対象とする改正や固定資産税の納税義務者等の規定の新設に伴って所有者不明の場合が使用者に課すことができるなどの改正を行なう。4月1日からの施行の為、専決処分の承認を求めるもので、全員一致で承認。

●特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の承認について

消防団員の待遇改善措置として、團長報酬を年額18万円から21万円に、副團長の年額は15万円を16万円にそれぞれ改め、新たに「飯伊消防協会役職加算」として協会長は4万円、副協会長及び阿南地区班長は2万円を加えるもの。なお団員への報酬は優良団員への功労者報償金の増額で対応していく見込み。4月1日からの施行の為、専決処分の承認を求めるもので、全員一致で承認。

●下條村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の承認について

消防団員の待遇改善措置として、團長報酬を年額18万円から21万円に、副團長の年額は15万円を16万円にそれぞれ改め、新たに「飯伊消防協会役職加算」として協会長は4万円、副協会長及び阿南地区班長は2万円を加えるもの。なお団員への報酬は優良団員への功労者報償金の増額で対応していく見込み。4月1日からの施行の為、専決処分の承認を求めるもので、全員一致で承認。

●特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の承認について

消防団員の待遇改善措置として、團長報酬を年額18万円から21万円に、副團長の年額は15万円を16万円にそれぞれ改め、新たに「飯伊消防協会役職加算」として協会長は4万円、副協会長及び阿南地区班長は2万円を加えるもの。なお団員への報酬は優良団員への功労者報償金の増額で対応していく見込み。4月1日からの施行の為、専決処分の承認を求めるもので、全員一致で承認。

●下條村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の承認について

消防団員の待遇改善措置として、團長報酬を年額18万円から21万円に、副團長の年額は15万円を16万円にそれぞれ改め、新たに「飯伊消防協会役職加算」として協会長は4万円、副協会長及び阿南地区班長は2万円を加えるもの。なお団員への報酬は優良団員への功労者報償金の増額で対応していく見込み。4月1日からの施行の為、専決処分の承認を求めるもので、全員一致で承認。

●特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の承認について

消防団員の待遇改善措置として、團長報酬を年額18万円から21万円に、副團長の年額は15万円を16万円にそれぞれ改め、新たに「飯伊消防協会役職加算」として協会長は4万円、副協会長及び阿南地区班長は2万円を加えるもの。なお団員への報酬は優良団員への功労者報償金の増額で対応していく見込み。4月1日からの施行の為、専決処分の承認を求めるもので、全員一致で承認。

●下條村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の承認について

消防団員の待遇改善措置として、團長報酬を年額18万円から21万円に、副團長の年額は15万円を16万円にそれぞれ改め、新たに「飯伊消防協会役職加算」として協会長は4万円、副協会長及び阿南地区班長は2万円を加えるもの。なお団員への報酬は優良団員への功労者報償金の増額で対応していく見込み。4月1日からの施行の為、専決処分の承認を求めるもので、全員一致で承認。

●特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の承認について

消防団員の待遇改善措置として、團長報酬を年額18万円から21万円に、副團長の年額は15万円を16万円にそれぞれ改め、新たに「飯伊消防協会役職加算」として協会長は4万円、副協会長及び阿南地区班長は2万円を加えるもの。なお団員への報酬は優良団員への功労者報償金の増額で対応していく見込み。4月1日からの施行の為、専決処分の承認を求めるもので、全員一致で承認。

●下條村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の承認について

消防団員の待遇改善措置として、團長報酬を年額18万円から21万円に、副團長の年額は15万円を16万円にそれぞれ改め、新たに「飯伊消防協会役職加算」として協会長は4万円、副協会長及び阿南地区班長は2万円を加えるもの。なお団員への報酬は優良団員への功労者報償金の増額で対応していく見込み。4月1日からの施行の為、専決処分の承認を求めるもので、全員一致で承認。

●特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の承認について

消防団員の待遇改善措置として、團長報酬を年額18万円から21万円に、副團長の年額は15万円を16万円にそれぞれ改め、新たに「飯伊消防協会役職加算」として協会長は4万円、副協会長及び阿南地区班長は2万円を加えるもの。なお団員への報酬は優良団員への功労者報償金の増額で対応していく見込み。4月1日からの施行の為、専決処分の承認を求めるもので、全員一致で承認。

●特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の承認について

消防団員の待遇改善措置として、團長報酬を年額18万円から21万円に、副團長の年額は15万円を16万円にそれぞれ改め、新たに「飯伊消防協会役職加算」として協会長は4万円、副協会長及び阿南地区班長は2万円を加えるもの。なお団員への報酬は優良団員への功労者報償金の増額で対応していく見込み。4月1日からの施行の為、専決処分の承認を求めるもので、全員一致で承認。

●特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の承認について

消防団員の待遇改善措置として、團長報酬を年額18万円から21万円に、副團長の年額は15万円を16万円にそれぞれ改め、新たに「飯伊消防協会役職加算」として協会長は4万円、副協会長及び阿南地区班長は2万円を加えるもの。なお団員への報酬は優良団員への功労者報償金の増額で対応していく見込み。4月1日からの施行の為、専決処分の承認を求めるもので、全員一致で承認。

●特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の承認について

消防団員の待遇改善措置として、團長報酬を年額18万円から21万円に、副團長の年額は15万円を16万円にそれぞれ改め、新たに「飯伊消防協会役職加算」として協会長は4万円、副協会長及び阿南地区班長は2万円を加えるもの。なお団員への報酬は優良団員への功労者報償金の増額で対応していく見込み。4月1日からの施行の為、専決処分の承認を求めるもので、全員一致で承認。

●

**【歳出の主なもの】**  
新型コロナウイルス  
感染症関連の村単独の  
事業として、総務費で  
は、公共施設及び地域  
の集会施設等の手指消  
毒剤、避難所用の仮設  
トイレと簡易テントの  
購入で84万円、村民及  
び村外に在住の学生に  
一人当たり3万円を給  
付する「生活応援給  
付金」3,730人分  
1億1,190万円を  
計上、村営水道全利用  
者の基本料金を6か月  
免除とする水道特別会  
計の減収分を一般会計  
から1,083万円を  
繰り出す。商工費では  
感染症で売上が前年と  
比べ20%以上減少した  
誘致企業への「事業持  
続化支援金」を4社分  
200万円（1社当た  
り50万円）、減収し  
た村内法人へ前年の法  
人住民税均等割の50%  
分を支援する事業応援  
給付金325万円をそ

は村民及び観光客等を誘客するイベントに対する補助金200万円を計上。教育費では図書館の図書の消毒器購入費用等94万円、家庭学習通信機器整備補助金20万円を計上した。

感染症対策関連の村単独事業の合計金額は1億3,208万円で、その財源は財政調整基金1億1,201万円の取崩し、また一般財源分3,591万円は前年度の繰越金を充てるが、国の第2次補正予算案に計上されている地方創生臨時交付金の追加交付があつた場合、財源振替を行う予定。その他では総務費でリニア残土処理地の調査区域増による調査業務委託料3,078万円の増（一旦村で負担し後は、JRが負担）衛生費では、水道特別会計で負担する粒良脇トンネル

付替え工事に伴う水道管移設工事増加分の財源として8割を一般会計から繰り出すこととし790万円計上。教育費では一人一台のタブレット貸与のため、小学校には155台1,540万円、中学校には126台1,914万円を計上。審議のうえ原案どおり可決した。

○下條村営水道特別会計（第1号補正）  
　　〔歳入の主なもの〕

新型コロナ感染症による社会経済支援のため令和2年7月から12月までの6か月間、全契約者の基本料金を減免することにより1,073万円の減額、繰入金は1,873万円の増額（内訳・本管布設工事費増分790万円と水道使用料減免分1,083万円）

第2弾 下條村新型コロナウイルス感染症の影響に伴う主な支援(一部 国・県の支援含む)令和2年6月15日現在

区分	支援施策名等	支援対象	所管	支援内容	窓口
個人・世帯向け	給付 下條村生活応援給付金	基準日（7月1日）に住所のある全村民と保護者が受給者で村外に住所を置く学生	村	給付対象者1人につき3万円を給付	村 総務課
	補助 家庭学習通信機器整備補助	臨時休校中の家庭学習に必要な通信環境が未整備の家庭	村	1世帯当たりDONUとWi-Fiルータ設置費の50%を補助 上限5,000円	村 教育委員会
	軽減 水道料の減免	村営水道利用者	村	7月から12月まで6ヶ月間の水道基本料金(1,300円／月)の減免	村 振興課
事業者向け	給付 村内法人事業応援給付金	感染症の影響で本年4月以降6ヶ月間の売上額が前年同期比較して20%以上減少した法人	村	前年度納付のあった法人住民税均等割の50%に当る金額を給付	村 振興課
	誘致企業事業持続化支援金	事業所としての融資や国の持続化給付金を受けられない誘致企業で、感染症の影響で本年4月以降6ヶ月間の売上額が前年同期比較して20%以上減少した企業	村	1事業者50万円を給付	村 振興課
	誘客イベント事業補助	村民や観光客の誘客を目的にイベントを開催する事業者	村	1イベント費用上限20万円を補助	村 振興課
その他	集合施設感染防止対策	公共施設、各常会、区の集会施設	村	各施設に手指消毒液を設置	村 総務課
	災害時避難所感染予防対策	指定避難所	村	仮設トイレ・救護・授乳用簡易テントの購入	村 総務課
	図書館の感染対策等	村営図書館等	村	図書消毒器(1度に6冊を30秒で消毒)の設置ほか	村 教育委員会
村単独事業費 合計		1億3,209万円	財源	財政調整基金取崩し 112,017,000円 一般財源基金取崩し 120,073,000円	
小中学校	ギガスクール事業	小学校 中学校	国補 国補	タブレット端末155台(補助対象130台) タブレット端末126台(補助対象84台)	村 教育委員会 村 教育委員会

# 第2回 下條村議会定例会

## 「新型コロナ感染症対策の第2弾について審議」

会期 6月10日から6月17日まで

令和2年第2回定例議会は、6月10日に召集され、17日までの8日間の会期で行われました。

▼一般質問は、コロナ関連の内容で議員4名より  
初日に行われた一般質問はP.6以降に詳細が掲載されています。

▼報告

●繰越明許費の報告について

- ・地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度下條村一般会計の繰越明許費について計算書を報告しました。

一般会計では小学校の情報通信ネットワーク環境整備事業、水道特別会計では2次水源取水箇所における水量調査業務がそれぞれ

●下條村介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

- ・消費税10%の税率変更による保険料軽減措置が令和2年度で完全実施となり、所得段階の基準額の負担割合がそれぞれ変更となることと、新型コロナ感染症の影響で収入減となつた方への介護保険第1号保険料の減免規定を追加する内容で令和2年4月1日から施行とするため専

- 報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に法律名が変更となつたことに伴う条例改正。全員賛成で可決。
- ▼規約の改正
- 下伊那南部総合事務組合規約の一部変更について
- 「南部訪問看護ステーションさくら」の運営が令和2年4月1日から県立阿南病院へ移管したため下伊那南部総合事務組合での事務処理が不要となる内容の規約変更。全員賛成で可決。
- 農業委員の任命につき同意を求めること

候補者12名中7名が該当し規定に達している。全員賛成により同意。

(任命された委員は直近で発行される広報誌もじょうに掲載予定)

●下條村固定資産評価審査委員会の委員の選任につき承認を求めるについて

3名の委員のうち、串原重久氏が6月30日で任期満了(2期目終了)だが適任者であるため引き続きの選任をお願いする。任期は令和2年7月1日から令和5年6月30日までの3年間。全員賛成で承認。

適任者であるため引き続きの選任をお願いする。任期は令和2年8月1日から令和6年7月31日までの4年間。全員賛成で同意。

令和2年第2回定例議会は、6月10日に召集され、17日までの8日間の会期で行われました。

●下條村固定資産評価  
審査委員会条例の一  
部又三二へ

農業委員の任命は「市町村長が議会の同意を得て任命する」とあり、認定農業者又はそれと並ぶ者が「議會」に

任につき同意を求めるについて

# コロナ禍での「新しい生活様式」の取り組みについて



田中兼次議員

**村長** 役場庁舎内も予防対策に取り組んでいく  
「新しい生活様式」の住民周知も工夫していきたい

●緊急事態宣言中、役場職員の感染予防対策としてテレワークや時差出勤の取り組みは実施しましたか。また評価の上で今後の感染予防の取り組み事項について質問致します。

基づく感染症対策本部に切り替え、国県の対策方針が示される都度、対策会議を開催し村としての対応を決定し、村民と事業者へ周知と要請を行う中、職員の感染予防対策に取り組んできました。具体的な取り組みとして、家族を含めた毎朝の検温健康チェック、マスク着用、手洗い、飯田保健所管外へ移動時の報告など一人一人の行動変容の心がけを徹底しました。また職場環境の感染対策として3密の対策、手指消毒液、密閉カウンターへアクリル板の設置、手で触れる共有物

品の小まめな消毒、充分な換気、営業者のフロアー内の立ち入り禁止といった措置等を行っています。質問の「テレワークや時差出勤を行つたか」につきましては、テレワークは業務の内容からみて難しい面もありますが、それぞれの業務に關わる会議や説明会は、殆どがテレビ会議で行われる様になり、返つて移動時間の短縮など効率的で、これを機に普及が加速すると思われます。時差出勤については4月27日と28日に試行として、7時15分と10時15分に分けて実施しました。混雑した公共交通機関を利用する都市部とは違い、職員の執務時間の重なりの解消効果は少ない事から、事務室の分散を図ることが最も有効と判断し、村民センターやいきいきらんどなどの会議室や空きスペースを執務場所として利用できる様に、先の補正予算で事務机、椅子、無線ラン等の費用を計上し整備を進めているところです。な

お、事務室の分散は長野県で定めた発生段階区分がレベル2となつた場合に行います。また職員が感染者、濃厚接触者となつた場合は入院、自宅待機を余儀なくされる事から、下條村新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画に基づき、必要な行政サービスを継続していく事としています。

● 5月14日、長野県内の緊急事態宣言は解除されたが、第2波に備える為「新しい生活様式」の実践が重要です。村民の周知の現状を村はどのように捉えていますか。

# 新型コロナウィルス緊急事態宣言解除後の 『新しい生活様式』への村の対応について



# 串原 稔博 議員

**村長** 様子をみながら徐々に制限を縮小・解除していく

（回答）村長  
公共施設の利用制限ですが、県内・下伊那管内の感染状況や県有施設等の利用制限等を参考に「村対策本部会議」で協議し、利用制限の内容決定と周知を行つてきました。今後も様子をみて十分な感染対策をとつていただきながら徐々に制限を縮小または解除してまいります。また当分の間、全施設において、利用者に氏

5月14日 政府は長野県を含む39県の緊急事態宣言解除を決定し、それを受けた長野県では5月末迄を『新しい生活様式』への移行期間として取り組み、6月からの『新しい生活様式』の定着に向けて取り組んでいます。下條村においても、村内施設の利用制限を行い、6月からの『新しい生活様式』に向けて取り組んでいますが、今後の村の公共施設の利用制限とこの先の制限解除に向けてどのように対応を考えているのかについて質問します。

● 村で行つてゐる「一般介護予防事業」や「生活支援体制整備事業の各種教室」について、今後の開催計画や開催にあたつての具体策について質問します。

(回答) 村長

※回答は串原寛治議員の質問内容と重なるためそちらに掲載。

村のイベントや様々な地域の行事が中止・延期となり、地域「ミニティー」の場が失われている現状をたいへん危惧しています。5月14日、政府は長野県を含む39県の「緊急事態宣言」を解除し「新しい生活様式」の推進により、感染リスクの低いものから順次再開を行い、感染防止対策と社会経済の再生の両立を図る事としています。

県でも6月1日以降の対応として感染が落ち着いている状況を条件に「社会経済活動の再開に向けたロードマップ」を発表、村でも信州版「新しい生活様式のすゝめ」等を全戸配布し期間ごとの対応基準など周知を図りました。飯田保健所管内は1月9日以来感染者が無い状況も踏まえ、感染防止対策第2回を行ながらある程度の活動は行つて行くことが必要と考え、6月1日に各集会施設用の手指消毒液を配布しました。「飲食を伴う行事はいつ頃から実施して良いか?」「夏祭りは開催して良いか?

●要望

下條村においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う個人世帯向け・事業者向けの様々な支援に村単独事業で取り組んでいます。しかし、肝心なのはこれからです。これからも感染リスクと背中合わせでの生活を送つていかなくてはなりません。村としても、この立場の闘いに耐えうるだけの村民の生活の支えとなるような支援策を今後も続けていってもらつことを要望しております。

村としては感染状況が落ち着いていることが条件になりますが県で示す「社会経済活動再開に向けたロードマップ」を参考に、参加前の健診チェック、小まめな手洗い、二密の回避、熱中症に注意しまスクの着用等、感染予防を十分にしていただき、徐々に再開していただくようお願いをしていきます。



丸山 浩子 議員

## 臨時休校で登校できなかった子どもたちの学習の再建を村としてどう図るか

教育長

夏休みの短縮、行事の見直しで授業時数を確保。オンライン授業には課題が多い

(答) 教育長

①休校中の児童・生徒への学習支援をどのように行い、どう評価しているか？

今後の休校に備えて、オンライン授業の環境を整えることが必要では？

2月27日の安倍首相の突然の小中学校の臨時休校要請には対応に苦慮しました。3月2日から春休みまでの休校で、卒業式・入学式は参加者縮小で実施しました。全国緊急事態宣言が出され、5月24日まで祝日・土日を含めて84日間の長期休みとなつた訳です。

その間、分散登校やプリントによる宿題の提供など工夫を凝らして学習の遅れを取り組んきました。またケーブルテレビを利用して学校ニュースの配信、中学校の学習指導動画は、前もってプリントを渡して放送したので分かりやすかったと好評でしたが、CATVは一方通行で見たい時に見られない、繰り返して見て

2月27日の安倍首相の突然の小中学校の臨時休校要請には対応に苦慮しました。3月2日から春休みまでの休校で、卒業式・入学式は参加者縮小で実施しました。全国緊急事態宣言が出され、5月24日まで祝日・土日を含めて84日間の長期休みとなつた訳です。

その間、分散登校やプリントによる宿題の提供など工夫を凝らして学習の遅れを取り組んきました。またケーブルテレビを利用して学校ニュースの配信、中学校の学習指導動画は、前もってプリントを渡して放送したので分かりやすかったと好評でしたが、CATVは一方通行で見たい時に見られない、繰り返して見て

(答) 教育長

②休校による遅れを取り戻すための支援体制づくり、家庭学習を自立して出来ない子どもへの支援が村として必要では？

国は、この新型コロナウイルス対策の一環として、全国の小中学生に一人1台のタブレットを整備するとの決定をしました。村では補正予算を計上し、インターネット環境を整える支援を行います。オンライン授業を一斉に始めるには多くの課題を解決する必要があります。

(答) 要望

③村の総合基本計画に盛り込まれた「多様な成長過程に対応できる学校づくり」を考えるチャンスかと思うがどうだろう？

小学校では支援を必要とする子どもたちが、支障なく学校で過ごせるため生活支援員、学習の遅れの解消のための支援員、学校に来にくい子どものための支援員を配置し、多様化する児童の指導を充実させる取り組みを行っています。常に児童・生徒が明るく充実した学校生活が送れるよう対応を図っています。

**議会カレンダー**  
(過去活動分と今後の予定)

4月	17日(金)例月監査(監査委員)
5月	8日(金)議会全員協議会(議員8名出席)
6月	12日(火)第1回臨時議会 14日(木)例月監査(監査委員)
7月	10日(水)令和2年第2回議会定例会 11日(木)総務文教・民生福祉・産業建設委員会(各委員長) 12日(金)長野県南部国道連絡会総会 13日(土)青木町(議長)
8月	14日(火)9月議会(正副議長、各委員長)
9月	15日(土)成人式(議長)
10月	16日(木)例月監査(監査委員)
11月	17日(金)税・税外監査(監査委員)
12月	18日(木)令和3年第1回議会定例会 19日(金)令和3年第2回議会定例会 20日(水)令月監査(監査委員)



串原 寛治 議員

## 新型コロナ被害による村独自の景気対策について

村長

1人3万円の「村民生活応援給付金」や水道料基本料金6ヵ月減免など村独自の施策に取り組んでいく

(答) 村長

申請状況は、6月1日現在、事業持続化支援金は15件で給付金額は300万円、振興資金10件で融資総額3,600万円の申請がありました。村内事業者の経営状況は前年同月の売上高と比べ、移動の自粛等による誘客、集客ができず、特に旅館業（約九割減）の売り上げ減が大きい。続いてサービス業、仕入れ確保ができない製造加工業にも影響が出ている。

(答) 村長

村の独自支援第2弾として、村民や村外に居住する学生へ一人当たり3万円の「村民生活応援給付金」を給付する。給付総額は1億1,190万円。財源は「財政調整基金」を充てる。村営水道を利用する世帯、事業者に7月から12月までの6ヵ月間、水道料基本料金「月額1300円」を減免する。（総額は1,083万円）売上げが20%以上減少した法人住民税課税事業者すべてに「事業応援給付金」として法人住民税均等割りの半額給付を行う。（総額325万円）融資や、国の持続化給付金を受けられない「誘致企業」で売り上げが前年比20%以上減の場合、一社当たり50万円を支給する。感染症対策として、各集会施設へ手指消毒液を配布する。

(答) 村長

●社協による各種予防事業も中止されている。長期に予防事業活動ができないことにより、新たな介護認定者になつたり、自宅生活で孤立感や体調、体力低下を感じ配する。声掛けを増やし、訪問による解決策が必要ではないか？



ケーブルテレビで放送している「健康いきいき教室」

①臨時議会でコロナ対策の補正予算が採択され執行されているが申請状況と把握される被害状況はどうか？

800万円）以上（一人1万円以上）の給付金を支給して景気対策をすすめるべきだ。

②介護認定者や予防事業参加者の状況を悪化させないために

●デイサービス利用者などの利用制限や、介護度が悪化する心配はないか？

が、この間、健康いきいき教室として、ケーブルテレビで全8教室を週21回、（毎日3回）放送している。当者が毎日午後に訪問し、相談対応を行っている。防事業は、委託業者と打合せを行い、感染予防対策の徹底を図り、理解を周知するなかで7月初旬から再開したいと考えている。

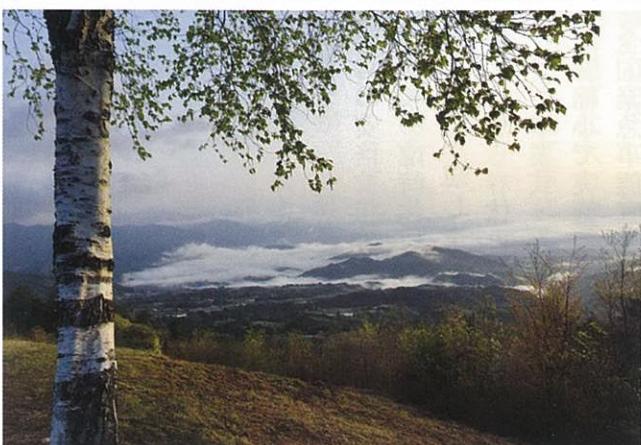
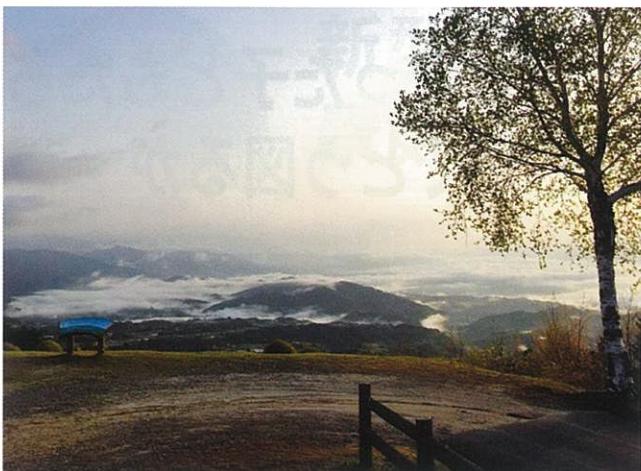
がやきクラブの対象者は担当者が毎日午後に訪問し、相談対応を行っている。防事業は、委託業者と打合せを行い、感染予防対策の徹底を図り、理解を周知するなかで7月初旬から再開したいと考えている。

●介護認定者や予防事業参加者の状況を悪化させないために

●デイサービス利用者などの利用制限や、介護度が悪化する心配はないか？

が、この間、健康いきいき教室として、ケーブルテレビで全8教室を週21回、（毎日3回）放送している。当者が毎日午後に訪問し、相談対応を行っている。防事業は、委託業者と打合せを行い、感染予防対策の徹底を図り、理解を周知するなかで7月初旬から再開したいと考えている。

がや



極楽展望公園からの雲海

夏の風物詩のひとつが、各地の夜空を彩る打ち上げ花火。7月ともなれば祇園祭りのお囃子の音とともに、あちこちから花火が打ちあがりますが、今年はコロナ禍でほとんどの祭りが中止になつてしましました。

祇園祭りはもともと、疫病退散の願いを込めて始められたとい

そんな花火中止の影響を受けている全国の花火師さんが、新型コロナウイルスの終息を願つて、6月1日の夜、一斉に花火を打ち上げるイベントを行いました。花火の盛んな南信

は、天竜川が刻んだ雄大な伊那谷の景観が上伊那方面まで見渡せます。毎年秋に行われる武田信玄のろしリレーでは、豊丘村や高森町から上がる煙が見えたこともあり、天気が良ければ上伊那の花火も

見えそうです。夜景や雲海も見どころの極楽峰ですが、各地の花火大会が再開したら、ぜひとも訪れてみたいと思います。

遠くで上がる花火を

静かに眺めるのも風情

がありますが、近くで見たいのが、大三国と呼ばれる手筒花火。粒

良脇大久保地区の公

民館行事の秋祭りで

は、地元の花火師さんからお借りした櫓に大

三国を取り付け、吹き出す火花の下で地区の

若い衆が元気にきおい

ます。この花火の面白

さは、吹き出す火花の

粒良脇・大久保地区の秋祭りは今年も例年どおり10月初旬に開催の予定。新型コロナウイルスが終息して、各地の行事が元気に再開されることを願っています。

どうぞよろしくお願ひいたします。



第2分館の「大三国」花火

編集委員会	
委員長	熊谷政孝
副委員長	塩沢道雄
委員	串原寛治
委員	丸山浩子
委員	肇

## 編集後記

東京都では一度は収束したかのように思われた新型コロナウイルス感染症ですが、緊急事態宣言解除後また感染者が爆発的に増えてしましました。長野県では県内の感染が落ち込んでしまいました。長野県で経済活動の再開に向けては、「ロードマップ」と信州版「新しい生活様式のすゝめ」を発表しました。今回の5月の臨時議会、6月の定期議会ではまさに村のコロナ対策が一般質問も審議内容も中心となりましたが、未だ有効なワクチンが開発されていないことからこうした状況はさらに長期化するとと思われ、村民や村内事業者のみなさんとの声を行政へ届ける必要を感じております。下條村議会でも「新しい生活様式」を基本として感染症対策に十分留意しつつ活動を行つて行きます。